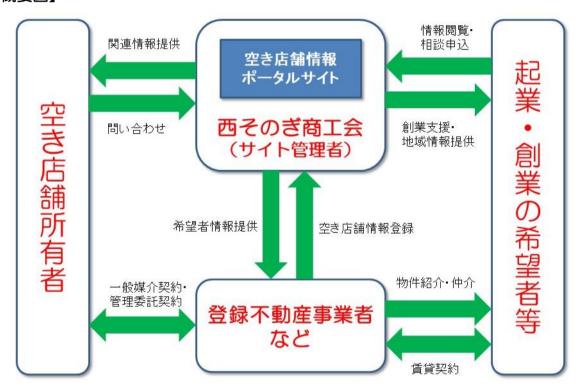
長与町空き店舗対策事業 実施要領

西そのぎ商工会では、令和元年度長与町空き店舗対策事業として長与町の補助を受け、空き店舗を掲載するホームページを制作し、空き店舗情報を発信することで、長与町内で創業・事業拡大などにより店舗を探している方と、店舗物件を提供している方とのマッチングを行います。

また、当該ホームページでは、一定の条件(西そのぎ商工会主催の開業セミナー修了証書取得者等)を満たした利用者を対象に、家賃の一部を助成する制度を設け、起業・創業支援総合ポータルサイトとして情報発信を行います。

【概要図】



【基本事項】

- ◎長与町空き店舗情報ポータルサイトの管理運営は西そのぎ商工会が行う
- ◎不動産物件の紹介、仲介業務は事業趣旨に賛同した登録不動産事業者等(注)が行う
- ◎西そのぎ商工会に空き店舗相談創業支援窓口を設置する
- ◎店舗所有者と登録不動産事業者間に一般媒介契約または管理委託契約を締結する
 - (注) 登録不動産事業者等とは…
 - ①宅地建物取引業法に基づき「宅地若しくは建物の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介」を業として行う事業者 (不動産業者)
 - ②自ら「素地取得・造成、建築、販売・賃貸等」を業として行う事業者(デベロッパー)

1. 空き店舗の登録要件

- ①長与町内の空き店舗であること。(令和元年度については、中央商店街周辺に限る)
- ②登録不動産事業者の一般媒介物件であり、管理委託契約を結ぶ予定がある事。 (デベロッパー物件は不要)
- ③店舗所有者より情報掲載承諾をうけていること。
- ④建築基準法等の法令に違反していないこと。

2. 空き店舗対策事業の流れ

- ①不動産事業者等の登録。(事業者登録申請書)
- ②空き店舗情報登録申請書の提出。(空き店舗情報登録申請書)
- ③商工会がホームページへ登録・公開。
- ④創業等希望者よりの申し込みにより、物件担当の登録不動産業者等へ連絡。
- ⑤物件担当の登録不動産業者等が、創業等希望者への仲介業務を行う。
- ⑥契約が成立した場合は、商工会へ報告する。(「成約」としてホームページ上公開)

3. ホームページ利用者への通知等

ホームページの利用は利用者の自己責任である事を利用規約で明示する。

- ①ホームページ管理者は、不動産情報や所有者との交渉、契約に関する問題に責任を 負わない。
- ②ホームページが提供するサービスの商業目的での利用を禁止。
- ③登録不動産事業者等の交渉や物件の契約は、利用者自身が情報を確認して判断する。